

上里町地域防災計画改定概要

I. 改定の目的

上里町地域防災計画の平成 30 年 3 月における改定の目的は、以下のとおりである。

- 1 災害対策基本法の改正、水防法改正、国等作成のガイドライン等(※)に対応する。
- 2 熊本地震で浮き彫りになった課題（受援態勢）に対応する。
- 3 上里町の特性や最新の現状に対応する。
- 4 埼玉県地域防災計画（平成 26 年 12 月）及び平成 24、25 年度埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）に対応する。
- 5 これまでの度重なる改定で重複した記述を整理した。さらに、紙面レイアウトを刷新するほか、ユニバーサルデザインの視点から文字の大きさを 12 ポイントとし、町民・防災関係者に使いやすい計画書とする。

※内閣府（平成 25 年 8 月）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

※内閣府（平成 29 年 3 月）「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」

※鳥・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成 28 年 9 月）「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鳥・神流川流域の減災に係る取組方針」

※利根川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成 28 年 9 月）「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針」

II. 前回改定以降の主な法改正と、被害想定及びビジョンの発表

前回改定（平成 25 年 3 月）以降に実施された主な法の改正、国等のガイドライン等の発表、県の被害想定発表は以下のとおりである。

- 1 災害対策基本法平成 25 年 6 月改正：市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生・児童委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとなった。

同上：加えて、市町村の居住者等から地区防災計画を市町村防災会議に提案できることとなった。

同上：市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとなった。また、被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るために、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととなった。

- 2 水防法改正（平成 29 年）：浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に定めることとなった。
- 3 平成 24、25 年度埼玉県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）：被害想定のために設定される地震が前回被害想定（平成 19 年度）から変更になり、本町にもっとも被害が大きくなる地震は、「深谷断層による地震」から、深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯とした「関東平野北西縁断層帯地震」となった。
- 4 本町も参加する烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成 28 年 9 月）『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく 烏・神流川流域の減災に係る取組方針」、利根川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会（平成 28 年 9 月）『水防災意識社会 再構築ビジョン』に基づく利根川上流域の減災に係る取組方針」の発表があり、同減災対策協議会の中で減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する事となった。

Ⅲ. 上里町地域防災計画の構成

災害事象別に、風水害及び事故災害のための対策をまとめた「風水害・事故対策編」と、地震による災害のための対策をまとめた「震災対策編」の 2 つに分かれる。

それぞれの災害事象に対する対策は、基本的事項をまとめた総則に続けて、災害対策の局面の時系列に沿って、予防計画・応急対策計画・復旧復興計画として構成している。

また、浅間山噴火降灰対策の章を新設した。

第 1 編 風水害・事故対策編

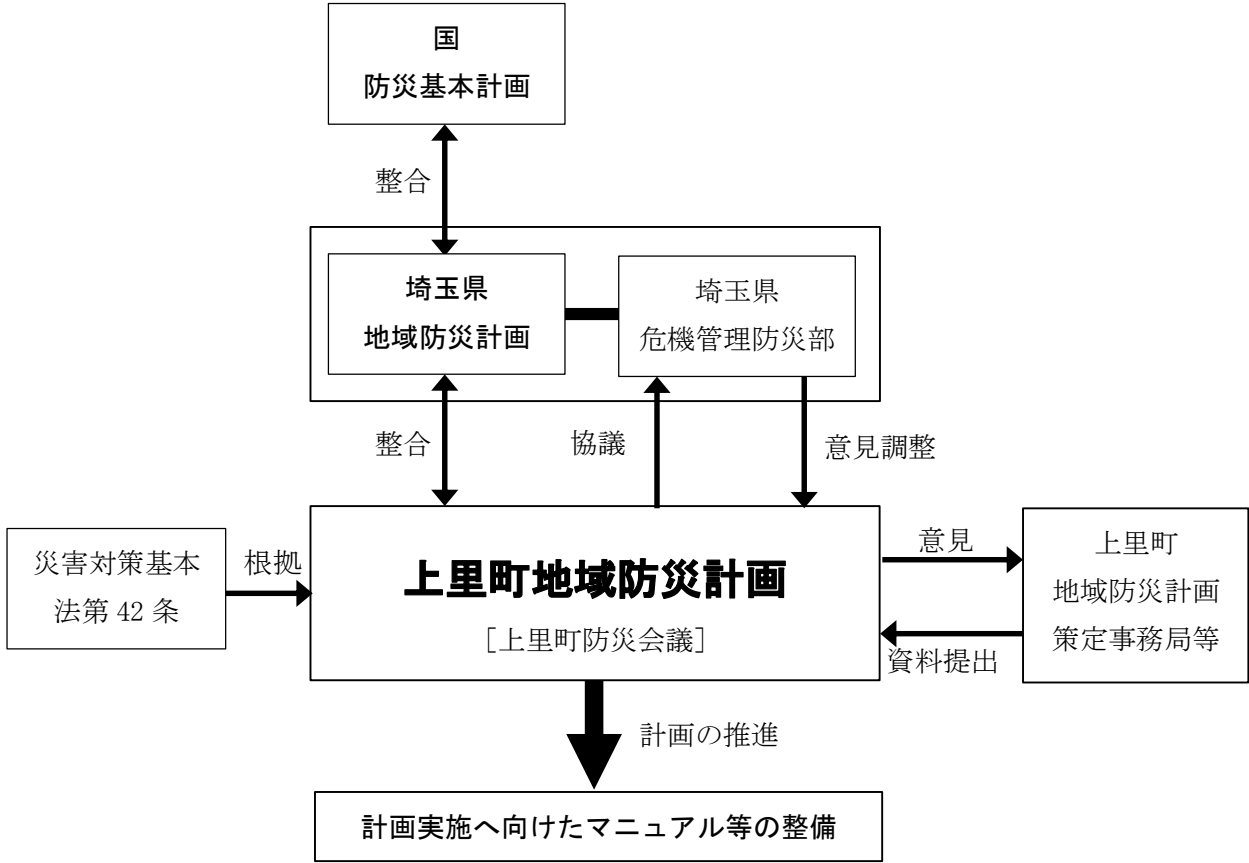
- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 災害予防計画
- 第 3 章 災害応急対策計画
- 第 4 章 災害復旧復興計画
- 第 5 章 事故災害対策計画

第 2 編 震災対策編

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 震災予防計画
- 第 3 章 震災応急対策計画
- 第 4 章 震災復旧復興計画
- 第 5 章 浅間山噴火降灰対策

IV. 上里町地域防災計画の位置づけ

上里町地域防災計画の位置づけは以下のとおりである。



V. 上里町地域防災計画 主要な改定箇所

今回の主要な改定箇所と、対応する改定目的は下表のとおりである。具体の改定内容は、新旧対照表に整理した。

改定箇所（改定前計画の章節番号を記載）	★新設 ◎充実 ○整理	対応する改訂目的
全 体		
①これまでの度重なる改定で重複した記述を整理したうえで、紙面レイアウトを刷新（ヘッダーに章立てを記載・「編章節第」タイトルの書式を変更）するほか、ユニバーサルデザインの視点から本文の文字の大きさを12ポイントとし、町民・防災関係者に使いやすい計画書とする。	○ ◎	5

改定箇所（改定前計画の章節番号を記載）	★新設 ◎充実 ○整理	対応する 改訂目的
第 1 編 風水害・事故対策編		
第 1 章 総則 第 3 節 防災面から見た上里町の特性		
②過去の被災を忘れず、教訓とするために水害履歴を追記した。	◎	3
第 2 章 災害予防計画 新節 調査研究		
③利根川上流域及び烏・神流川流域それぞれの大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加していることから、調査研究に関する節を設け、そのことを記載した。	★	3
第 2 章 災害予防計画 第 5 節 防災活動拠点整備計画		
④防災活動拠点の位置と施設の特質を考慮し、また拠点としての性格が重複しないように指定状況を整理した。	○	3
第 2 章 災害予防計画 第 6 節 災害情報体制の整備計画		
⑤通信施設の現況として、町防災行政無線のデジタル化終了予定を追記した。	◎	3
第 2 章 災害予防計画 第 7 節 避難予防対策		
⑥水防法の改正（平成 29 年）に対応し、「第 6 浸水想定区域内の避難体制確保」を設け、要配慮者利用施設に関する事項を記載した。また、資料編に浸水想定区域内の要配慮者利用施設を記載した。	◎ ★	1・3
第 2 章 第 11 節 水害予防計画		
⑦上里町の河川として、利根川を追記した	◎	3
第 2 章 第 13 節 災害時要援護者の安全対策		
⑧災害対策基本法の改正（平成 25 年）に対応し、①「要配慮者」、「避難行動要支援者」の定義を加えて、②災害時要援護者を要配慮者または災害時避難行動要支援者に書き換えたほか、③避難行動要支援者名簿作成について記載した。	◎	1・5
第 2 章 第 15 節 複合災害対策		
⑨埼玉県地域防災計画（平成 26 年）を基準として、地震と風水害の複合災害対策を新しい節として追記した。	★	4
第 3 章 災害応急対策計画 第 1 節 活動体制計画		
⑩災害対策本部組織図の見直しを行った。上里町災害対策本部所掌事務について、詳細な所掌事務は職員初動マニュアルに記載することとし、本編には概要を記載することで、全体像をわかりやすくした。また、上里町議会災害対策本部との連携について追記した。	○	5

改定箇所（改定前計画の章節番号を記載）	★新設 ◎充実 ○整理	対応する 改訂目的
第3章 第5節 注意報及び警報伝達計画		
⑪熊谷気象台発表の「注意報警報等発表基準」について、最新のものに更新した。	◎	3
第3章 第8節 水防計画・土砂災害防止計画		
⑫上里町の地形特性に合わせ、また埼玉県（土砂災害防止法に基づく）基礎調査の対象から外れたこと、次の出水期までに気象庁の土砂災害警戒発令対象地から外れることから、節のタイトルから土砂災害を削除した。なお、本文に「土砂災害」の記載はない。	○	3
第3章 第11節 避難誘導		
⑬防災基本計画改定（平成29年4月）に対応し、避難者の誘導先に屋内安全確保を加えた。	◎	1
第3章 第12節 生活支援計画		
⑭災害対策基本法改正（平成25年6月）に対応し、罹災証明の発行・被災者台帳の作成について、新たに加えた。	★	1
⑮災害救助法に記載されている民間賃貸住宅の活用（応急借り上げ住宅）への対応を追記した。	◎	1
第3章 第19節 広域応援受入計画		
⑯内閣府の受援ガイドラインに対応して地方自治体受援業務を例示するなど、追記した。	◎	1・2
第2編 震災対策編全般		
⑰震災対策編全般を対象に、風水害編と重複する記述を整理した。	○	5
第1章 総則 第5節 被害想定		
⑱埼玉県の被害想定（平成24・25年度）に合わせて見直した。	◎	4
第2章 震災予防計画 第5節 震災に強い地域（社会）づくり		
⑲災害対策基本法の改正により創設された「地区防災計画」に関して記載した。	★	1
第5章 浅間山噴火降灰対策		
⑳過去に浅間山噴火による降灰被災履歴があること、埼玉県市域防災計画（平成26年）を基準として新設した。	★	3・4

改定箇所（改定前計画の章節番号を記載）	★新設 ◎充実 ○整理	対応する 改訂目的
第2編 震災対策編		
第1章 第8節 南海トラフ地震に関連する情報		
⑪気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の内容を整理した。	★	1
第2編 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画		
⑫東海地震の警戒宣言が発表されなくなったことに伴い、第5章はすべて削除した。	削除	1